



2026年2月16日

各 位

株式会社松屋フーズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 瓦葺 一利  
(コード番号 9887 東証プライム)  
お問合せ先 常務取締役 中村 洋一  
(TEL 0422-38-1121)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日の取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

当社グループは、“みんなの食卓でありたい”をスローガンに、牛めし「松屋」、とんかつ「松のや」を中心として、カレー、鮨・中華・ステーキ・カフェ等の多様なブランドを展開し、国内外における事業の拡大と収益力の向上に取り組んでおります。2025年3月期においては、国内では101店舗、海外ではFCを含め9店舗を新規出店し、期末店舗数は、国内1,342店舗、海外23店舗となりました。また、既存店224店舗の改装や、工場・生産設備への投資等、成長と競争力強化に向けた設備投資を積極的に実行してまいりました。

進行期である2026年3月期においても、およそ100店舗の新規出店を成し遂げられる見通しであり、売上・利益ともに順調に推移しております。更に、2027年3月期におきましても積極的な新規出店の継続、既存店の継続的な改装等を実施することで成長スピードを維持し、業容拡大を図ってまいります。

外食産業を取り巻く環境は、原材料価格・人件費・エネルギー単価の上昇や為替変動等により不確実性が残る一方、個人消費の持ち直し、インバウンド需要の回復、利便性志向の高まり等を背景に、中長期的には成長機会が拡大しているものと認識しております。当社グループは、「店はお客様のためにある」という経営理念のもと、お客様がいつご来店されてもご満足いただける店舗づくりを追求しており、多様化するお客様のニーズにお応えするための出店の推進と、オペレーションの継続的な改善を通じて、競争力の維持・向上に取り組んでおります。

また当社は、2026年1月に「六厘舎」「舎鈴」等のラーメンチェーンを展開する株式会社松富士の全株式を取得し、ラーメン領域へ本格的に参入いたしました。これにより当社のブランドポートフォリオが拡充し、成長余地及び収益機会の拡大が見込まれることから、当社グループとして、主力ブランドを中心とした更なる出店拡大とブランド力の向上を図っていくことが重要であると考えております。

今般の資金調達は、当社グループの成長戦略を着実に推進するため、調達資金の全額を、当社連結子会社である株式会社松屋フーズへの融資を通じて、新規店舗の開設に係る設備投資資金に充当し、出店拡大を実

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

現することを目的とするものです。これにより、出店拡大に伴う売上の拡大に加え、規模拡大による固定費の効率化や店舗運営ノウハウの横展開等を通じて収益性の向上を図り、事業規模の拡大と収益機会の拡充を推進することで、当社グループの収益力向上と事業基盤の強化につなげてまいります。

本資金調達を通じて自己資本の拡充を図り、成長投資を継続的かつ機動的に実行できる財務基盤を整備することで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 1,400,000株  
種類及び数
- (2) 払込金額の日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定された決定方法の方式により、2026年2月24日(火)から2026年2月27日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2026年3月3日(火)から2026年3月5日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が、2026年2月24日(火)又は2026年2月25日(水)の場合には2026年3月3日(火)、2026年2月26日(木)の場合には2026年3月4日(水)、2026年2月27日(金)の場合には2026年3月5日(木)とする。
- (8) 申込株数単位 100株

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 瓦葺一利に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の当社普通株式 210,000株  
種類及び数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘査した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘査した上で、野村證券株式会社が当社株主から210,000株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 瓦葺一利に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 210,000株  
種類及び数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2026年3月26日（木）
- (6) 払込期日 2026年3月27日（金）
- (7) 申込株数単位 100株

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 瓦葺一利に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から210,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しがあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、210,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2026年2月16日（月）の取締役会決議により、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式210,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2026年3月27日（金）を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年3月24日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあります、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	19,063,968株	(2026年2月16日現在)
一般募集による増加株式数	1,400,000株	
一般募集後の発行済株式総数	20,463,968株	
本件第三者割当増資による増加株式数	210,000株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	20,673,968株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 10,158,958,100 円について、全額を 2027 年 3 月末までに当社連結子会社である株式会社松屋フーズへの融資を通じて、事業規模拡大と収益機会の拡充のための新規店舗の開設に係る設備投資資金に充当する予定です。なお、具体的な充当時期までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

当社グループでは「店はお客様のためにある」という考え方を経営理念に掲げ、お客様がいついちらしやつても満足いただける店づくりに努めています。昨今の外食産業を取り巻く環境は、お客様のライフスタイルや嗜好と共に目まぐるしく変化しておりますが、当社グループにおいても多様化するお客様のニーズにお応えすべく、積極的に変革を取り入れ、ブランド力の維持向上に取り組んでおります。その一環として、2026 年 1 月に「六厘舎」「舎鈴」等のつけ麺業態を 121 店舗展開する(2026 年 1 月末現在)株式会社松富士の全株式を M&A により取得し麺業態へ本格的に参入いたしました。今後、出店・物流・人的資源等におけるシナジー効果を追求していくことで、当社グループ全体の更なる成長に繋げてまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、今回の調達資金を充当予定の当社連結子会社である株式会社松屋フーズの新規店舗の開設に係る設備投資計画の内容は、2026年2月16日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株) 松屋 フーズ	新規店舗 (国内)	新規店舗の 開設 (100店)	12,376	0	自己資金、 借入金及び 融資資金	2026年 4月	2027年 3月	約4,000 席増加

(注) 今後の所要資金12,376百万円は、自己資金、借入金及び融資資金(今般の新株式発行による調達資金)で賄う予定であります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社収益力の向上とともに財務基盤強化にも繋がり、今後の継続的な企業価値向上に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。また、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保金は新規出店や既存店改装等の設備投資に重点配分して、競争力を維持拡大させてまいります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純利益	65.87円	152.94円	114.67円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	24.00円 (12.00円)	24.00円 (12.00円)	24.00円 (12.00円)
実績連結配当性向	36.4%	15.7%	20.9%
自己資本連結当期純利益率	3.1%	6.8%	4.9%
連結純資産配当率	1.1%	1.1%	1.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	第48期 2023年3月期	第49期 2024年3月期	第50期 2025年3月期	第51期 2026年3月期
始 値	3,620円	4,090円	5,680円	5,970円
高 値	4,195円	6,340円	6,980円	7,560円
安 値	3,605円	4,015円	5,060円	5,290円
終 値	4,080円	5,680円	5,930円	6,820円
株価収益率	61.94倍	37.14倍	51.71倍	—

- (注) 1. 2026年3月期の株価については、2026年2月15日現在で表示しております。  
 2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2026年3月期については、期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である瓦葺利夫、有限会社ティケイケイ、有限会社トウイール、瓦葺一利、瓦葺香及び株式会社商工組合中央金庫並びに当社株式を信託財産とする退職給付信託契約に基づく信託の委託者である株式会社三井住友銀行は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。